三社障 号　外

令和４年12月23日

　市内障害福祉サービス事業所施設長　様

三島市社会福祉部長

（障がい福祉課長扱い）

障害者福祉施設等における障害者虐待防止について（注意喚起）

平素より、当市障がい福祉行政の推進にご理解・ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて今般、静岡県において、近隣市町における医療機関における障害者虐待、及び保育施設における児童虐待等の報道がなされているところで、保育施設においては、全国的に児童虐待の事例報告がなされるなど、不適切な支援の実態についての報道が多数報告される状況となっております。

皆さま方におかれましては、日頃より利用者への適切な支援にご尽力されていることと存じますが、ぜひこの機会に、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応の徹底を図るための取り組みについて、施設職員等への周知をお願いします。

なお、「障害者虐待の防止と対応」については、令和４年４月に事業所等における虐待防止委員会の設置が義務化されるなど、責任者の配置、職員に対する研修の実施等の所要の見直しがされています。

以下の参考資料をご覧ください。厚生労働省のホームページから閲覧（ダウンロード）することができます。

（参考資料）

①市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き

②障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

三島市障がい福祉課

　支援係（担当　津田）

電話　055-983-2691